

労働保険料の納付は、口座振替で！

1. 口座振替の申込手続

口座振替をご希望される方は、所定の申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

平成24年度第1期納付分から口座振替をご希望される方は、平成24年2月10日までに申込みをお願いします。

注1 口座振替は、全国の銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信用金庫、労働金庫、信用組合でご利用になれます。取扱金融機関や口座振替日等の詳細については、事前に、下記2. ホームページまたは下記3. コールセンターで、ご確認ください。

注2 平成24年2月11日以降に申込みを行った場合は、平成24年度第2期納付分以降から口座振替を行います。

注3 口座振替の申込み手続が完了した方は、金融機関の窓口で年度更新申告書の提出ができませんので、ご注意ください。

2. 申込用紙（口座振替依頼書）

申込用紙は、厚生労働省ホームページにご用意しています。

厚生労働省ホームページへのリンクはこちらをクリックしてください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/hokenryou/index.html

※ 申込用紙は、都道府県労働局にも備えております。

都道府県労働局の所在地・連絡先は、厚生労働省または都道府県労働局のホームページなどでお確かめください。

3. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、下記のコールセンターをお願いします。

TEL：0120-325-537

※ 開設期間は、平成24年1月19日（木）～2月17日（金）の
平日9時～17時